

2026年2月6日 ビジネス会計人クラブ 第336回定例会 結果報告

- 内 容 難問解決！条文と事例で理解する小規模宅地等の特例
- 講 師 税理士法人 安心資産税会計 会長/税理士 高橋 安志 氏

今回の定例会では、「難問解決 小規模宅地特例 Q&A 360／令和7年5月」が、東京税理士会ブックセンター令和7年5月ベストセラー4位となった、高橋安志氏を講師に迎え、条文の引用方法・条文を中心に具体的な事例を交えて、難解な小規模宅地等の特例を解説いただきました。

高橋氏は冒頭、小規模宅地等の特例は、条文・施行令・通達等が複雑に関係しており、用語の定義や参照条文を誤ると、結論が大きく変わり得るため、条文を正確に読む力が実務の要であると述べられました。

また、小規模宅地等の特例は措置法による特例であり、申告により選択する制度である点に注意が促されました。適用の可否によって税額に大きな差が生じることから、適用しないリスクや否認リスクの双方を踏まえた慎重な判断が重要であると解説されました。

さらに、「書類審査」「入学試験」「卒業試験」という3段階で要件を整理する考え方が示され、特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、貸付事業用宅地等の各類型について、事例を交えながら実務上のポイントが解説されました。親族の定義（民法725条）や「建物」と「家屋」の読み分けなど、実務に直結する論点を体系的に学ぶ有意義な研修となりました。



＜主な講演内容＞

小規模宅地等の減額特例

- (1) 相続税法・租税特別措置法・財産評価基本通達・情報等その相互の関連
- (2) 特例判定の3の手順
- (3) 小規模宅地等の減額割合
- (4) 前記(1)(措法69の4第1項と3項の定義関係)の詳細表
- (5) 80(50)%減額となる宅地等の概要を一覧表
- (6) 小規模宅地等の条文関連表
- (7) 租税特別措置法(抄)第69条の4解説
- (8) 【家なき子の】解説表

本講演は、オンデマンド (<https://bac.gr.jp/channel/>) で受講いただけます。

定例会終了後には講師の高橋氏を囲んでの懇親会を行いました。
今回は 21 名の皆様に参加頂き、楽しい一時を過ごしていただきました。

